

くらしの安心情報

情報ファイル NO.221

令和2年12月10日

祖母が、新しくできた仮設店舗に通い、高額な羽毛布団を購入しました。次々と商品を購入させられないか心配です…。

相談内容

【相談者 30代 女性】

高齢の祖母が、郊外に新しくできた仮設店舗に友人と通っています。ふだんはお得な日用品などを買っていますが、先日、高額な羽毛布団を購入したようです。仮設店舗は窓などが閉め切れ換気も不十分であり、また、今後次々と商品を購入させられないか心配です…。

対処方法

高齢者が仮設店舗や民家の仮設会場で安価な日用品や食料品を購入したり、無料でもらったりするうちに、雰囲気にもまれ、高額な商品を購入させられたという相談が寄せられています。

これは「催眠商法」と言われ、業者が安売りや宣伝を名目に人を集め、日用品などを無料で配るなどして、雰囲気を盛り上げ、最終的には高額な商品を購入させる手口です。

・契約してしまっても、購入したときの状況によっては、クーリング・オフ()ができる場合があります。

特定の取引について、契約書面を受取った日から一定期間は消費者から無条件で解約できる制度

・「無料・安い」といったセールストークには落とし穴がありますので、十分気をつけてください。

・高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、家族や民生委員など周りの方々の日頃からの見守りが大切です。

・閉め切られた会場等では、新型コロナウイルス感染対策にも注意しましょう。(マスクの着用、手指の消毒、換気など)

万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

本日の目玉商品です！



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890